

売 買 取 引 規 定

(趣 旨)

第 1 条 地方卸売市場・肥後花市場（以下「市場」という。）において、熊本県花き事業協同組合（以下「組合」という。）が買受人に対して行う売買取引は卸売市場業務規定（以下「業務規定」という。）による他、この売買取引規定によるものとする。

(取引の方法)

第 2 条 売買取引の方法は、セリ売り・入札による方法又は定価売り若しくは相対売りの方法によるものとする。

(契約期間)

- 第 3 条 買受人は、あらかじめ組合との間において売買取引契約を締結しなければならない。
2. この契約の有効期間は、締結の日より 1 年間とする。但し、契約期間満了の時点において、組合及び買受人いずれか一方より異議又は解約の申し出のない場合、この契約は更に一ヶ年毎に自動的に延長する。
 3. 延長契約した場合の本契約書の有効期間は 5 年間を限度とし、更に取引継続を希望する場合は、新たに更新契約の締結をしなければならない。

(取引保証金)

- 第 4 条 買受人は、買受代金の債務を保証するため、売買取引契約の締結と同時に取引保証金を組合に預託しなければならない。又、預託した後でなければ売買取引に参加することができない。
2. 取引保証金は、取引契約を解除するまで据え置くものとする。
 3. 買受人は、取引保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定してはならない。

(保証金の額及び預託)

- 第 5 条 買受人の預託すべき取引保証金の額は、原則として平均取扱日額の 3 日分相当とする。ただし、新規契約においては、切花及び鉢物について 30 万円、鉢物のみにおいて 10 万円とする。
2. 取引金額の多寡に基づき、取引保証金の増額を求められた場合は、その増額要求に従うこととする

(保証金の充当)

第 6 条 組合は、買受人が買受代金その他組合に対して納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該買受人の取引保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

- 第 7 条 取引保証金は、買受人がその資格を失った場合において、組合に対する債務を完済した後にこれを返還するものとする。
2. 取引保証金は、無利息とする。

(連帯保証人)

- 第 8 条 連帯保証人は組合が認める者 2 名とし、組合との取引に係る一切の債務につき買受人と連帯して保証するものとする。
2. 第 3 条によりこの契約が自動的に延長された場合も、前項の規定は摘要されるものとする。
 3. 契約後の連帯保証人の変更については、乙は甲に対して速やかに書面にて変更届けを行い甲の承認を受けなければならない。

(卸売物品の下見)

第 9 条 組合は卸売前に卸売をする現品又は見本を呈示することとし、買受人はその下見を行った上で卸売に参加するものとする。

(卸売物品の引渡し)

第 10 条 組合は、市場内において卸売をした物品を買受人に引渡し、買受人はこれを検査して引渡しを受け、速やかに引取らなければならない。

2. 前項の引渡しにおいて、数量・品質等に異常を発見したときは、組合と当該買受人の立ち会いのもとに適切な措置を取るものとする。

(危険の負担)

第 11 条 組合の責任に帰すべき事由により、卸売物品の引渡し前に生じた物品の滅失損傷及び変質等の損害はすべて組合の負担とし、卸売物品の引渡し後に生じたこれらの損害は、すべて買受人の負担とする。

(買受人の費用負担)

第 12 条 卸売物品の卸売に係る費用の内、次に掲げるものは買受人の負担とする。

- (1) 通信費 (ファックス、情報等特別通信費)
- (2) 運送料 (市場外への運搬費、荷積みに要する費用)
- (3) 買受代金送料 (銀行振込手数料等)
- (4) 保管料 (冷暖房その他の方法により保管のために特に要した費用)
- (5) 調整費 (手入れ、加工その他の調整に特に要した費用)

(買受代金の決済)

第 13 条 買受代金の支払場所は市場内の組合事務所とし、買受人は卸売を受けた物品の引渡しを受けた当日に当該物品の代金を支払うことを原則とする。但し、「売買取引契約書」において当該物品の代金の支払い方法を特に定めた場合は、その支払い方法によるものとする。

2. 組合は、買受人が前項の規定による代金の支払を怠ったときは、当該買受人に対してその支払いが完了するまでの間、売買取引への参加を差し止めることができる。

(契約の解除)

第 14 条 組合は買受人が次のいずれかに該当するときは、催告等の手続きを要することなく売買取引契約を解除することができる。

- (1) 業務規定に基づく違反行為があったとき
- (2) 取引保証金が納入期日までに納付されなかったとき
- (3) 差押え等の処分、仮処分等の申立、手形等の不渡り、その他財産状態の悪化が認められる事情が生じたとき
- (4) 売買取引規定に定めた買受代金の支払いを怠ったとき
- (5) 取引休止が1年以上にわたったとき
- (6) その他関係法令、業務規定、取引規定に違反したとき

(臨時開市)

第 15 条 組合は臨時の開市及び休業その他買受人に重要な関係を有する事項については、直ちに買受人に通知するものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この取引により生じる紛争については、熊本地方裁判所を管轄裁判所とする。